

環境影響評価法の状況

1 環境影響評価法の改正

東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、環境法体系のもとにおいて放射性物質による汚染を防止するため、平成 24 年 9 月 19 日に環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）が改正され、放射性物質を除外する規定が削除された。環境基本法の趣旨を個別環境法に可能な限り反映するため、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）においても平成 25 年 6 月に放射性物質を適用除外とする規定を削除する改正法が成立し、平成 27 年 6 月に施行される。

2 基本的事項の改正

環境影響評価の項目の選定指針など、具体的な実施内容の根幹となる事項について、全ての事業に共通する基本的な方針を「基本的事項」として環境大臣が公表している。

法改正をうけて平成 26 年 1 月に「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討会委員会」を設置し、放射性物質に係る基本的な方針を報告書（資料 3 で解説）としてとりまとめた。この報告書を基に平成 26 年 6 月に基本的事項が改正された。

3 主務省令の改正状況について

主務省令とは「基本的事項」をもとに、各事業を所管する主務大臣がそれぞれの事業について定める環境影響評価の具体的な実施内容についての指針である。平成 27 年 4 月 24 日現在において、改正された主務省令はないが、法が施行される平成 27 年 6 月 1 日までは改正される予定である。

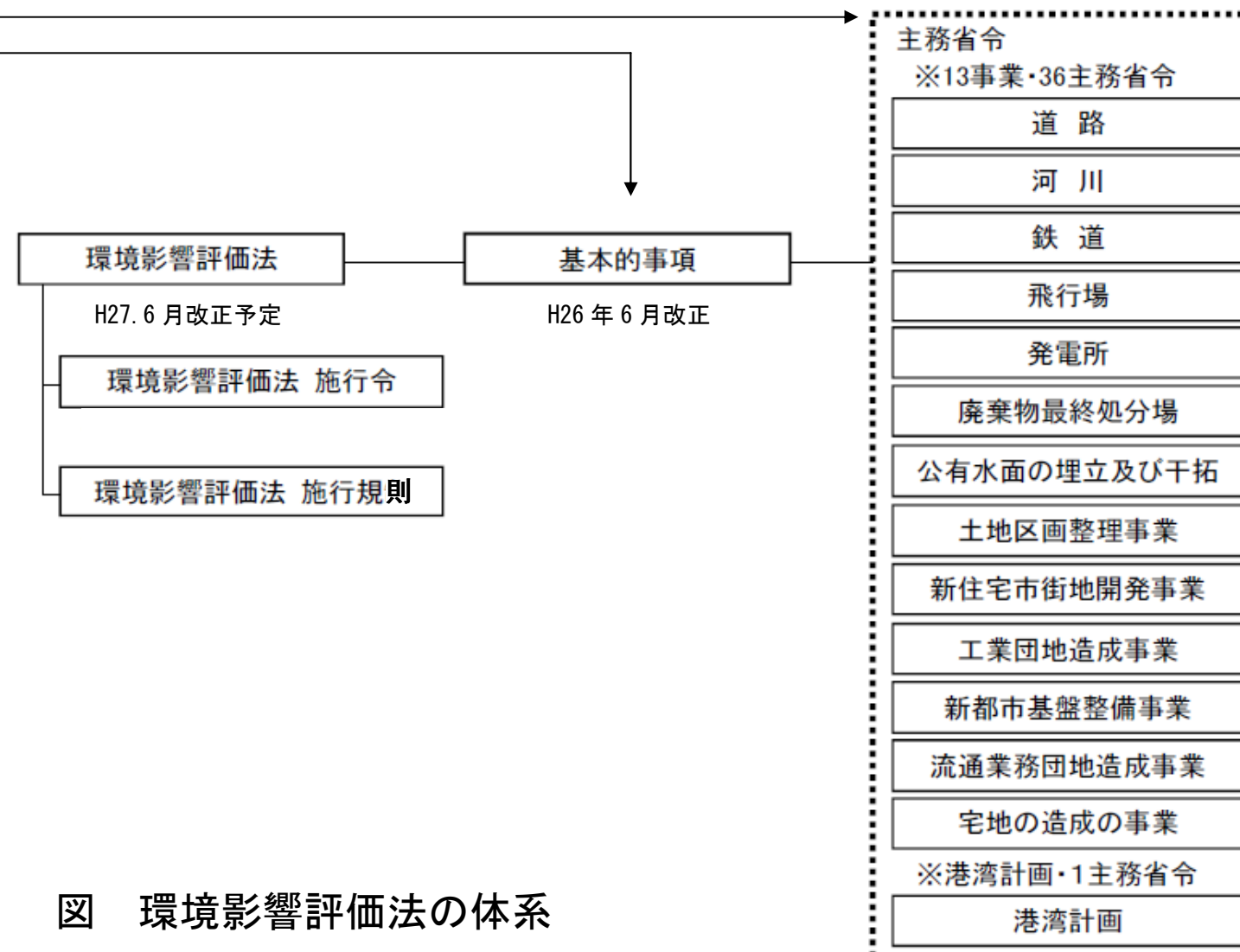


図 環境影響評価法の体系